

浄化槽の適正な管理を！

静岡県では、10月1日の「浄化槽の日」にあわせ、10月を「浄化槽月間」として啓発活動に取り組んでいます。浄化槽について周知を広めることで、地域の暮らしと水環境を守ることを目的としています。

●浄化槽とは？

浄化槽は、微生物の働きにより、し尿と生活排水をきれいな水にして放流する装置です。浄化槽には、し尿と生活排水を一緒に処理する「合併処理浄化槽」と、し尿のみ処理する「単独処理浄化槽」があります。

※現在は、「合併処理浄化槽」のみ新設できます。

●「合併処理浄化槽」への転換を！

「合併処理浄化槽」は、し尿と生活排水を一緒に処理することができます。そのため、下水処理施設と同等の汚水処理が可能となっており、「単独処理浄化槽」に比べて環境負荷が著しく軽減されます。この機会に、「合併処理浄化槽」への転換をお願いします。

※合併処理浄化槽への転換を行う場合、市が交付する補助金の対象となる場合があります。交付要件など、詳しくは直接問い合わせください。

●長持ちで震災にも強い

浄化槽は、本体がFRP（強化プラスチック）でつくられており、プロア以外の機械類も少ないため、地震などの災害に強い構造となっています。また、戸別設置のため、被災しても復旧が早いことも浄化槽の特徴です。

●浄化槽を正しく使って水環境を守りましょう！

浄化槽の正常な機能を維持して、きれいな水を放流するため、次の3点を必ず実施してください。

- ① 保守点検（年に3〜4回以上）
浄化槽の点検や各設備の調整、修理のほか、消毒剤の補充を行います。静岡県の許可を受けている専門業者に依頼してください。
- ② 清掃（年に1回以上）
浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや、機器類の洗浄を行います。市の許可を受けている業者に依頼してください。
- ③ 法定検査
 - 【7条検査（設置後3〜8カ月内）】
11条検査（年に1回）
浄化槽の設置工事や保守点検、清掃が適正に行われ、きれいな水が放流されていることを確認します。静岡県知事指定の検査機関（二財）静岡県生活化学検査センターに依頼してください。

静岡県 廃棄物対策課
055(949)6805

静岡県東部農林事務所からのお知らせ

韮山中央農道 西側水路更新・道路拡幅工事 を実施します

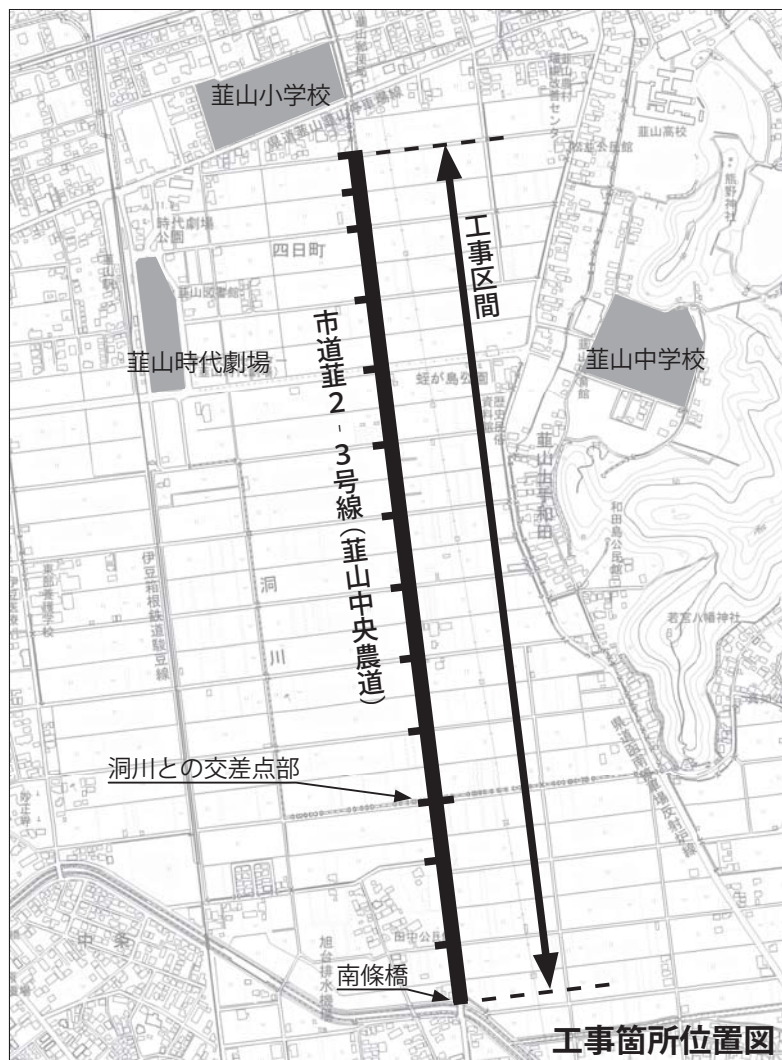
農業商工課 ☎ 0558-76-8003

市道韮2-3号線（通称：韮山中央農道）の西側水路の更新・道路拡幅工事を同時に行います。

工事期間中は、各交差点において片側通行や通行止めを行います。道路利用者や地元住民の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●工事概要

事業主体／静岡県東部農林事務所
 工事期間／10月9日～平成31年5月末頃
 工事区間／右図参照
 工事内容／水路更新工事（新しい水路に更新）、道路拡幅工事（全幅7.0m（2車線）に拡幅）
 ※洞川との交差点部については平成31年1月7日～平成31年2月28日まで全面通行止め。



規制内容や回路などは、その都度工事看板でご案内します。



～伊豆縦貫道 夜間通行止めのお知らせ～

道路修繕などの工事のため、伊豆縦貫道（函南塚本IC～三島塚原IC）で夜間通行止めを行います。工事期間中はご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

規制区間／伊豆縦貫道 函南塚本IC～三島塚原IC
 期間／10月15日（月）21：00～19日（金）6：00
 （予備日／10月22日（月）21：00～10月26日（金）6：00）
 規制時間／21：00～翌朝6：00（6：00～21：00は通行可）
 内容／上下線通行止め



国土交通省沼津河川国道事務所道路管理課
☎ 055-934-2017